

質問者 小田 新紀 議員

質問事項

- 1 教職員ならびに児童生徒の負担軽減策について 学校教育課
- (1) 過去3年間における学校現場の負担軽減に向けての取組とその事業評価は
 - (2) 授業時数確保のために苦悩している現状についての評価と今後の改善に向けた具体的な取組は
 - (3) 学校現場の負担軽減に向けて、町として国に対して求めていくべきことは

【教育長答弁】

小田議員のご質問にお答えいたします。

1 教職員ならびに児童生徒の負担軽減策について

「教職員ならびに児童生徒の負担軽減策について」であります。

近年、学校現場を取り巻く環境が複雑化、多様化し、学校に求められる役割が拡大する中、本来、教員が行うべき学習指導のほか、いじめや不登校への対応などといった生徒指導や学級経営などの業務が増加していることに加え、地域や保護者の期待に応えるといった理由などにより、長時間勤務の要因となっている業務もあるものと考えております。

こうした状況を踏まえ、教員の業務負担の軽減や多忙化を解消するためには、学校における働き方改革を進め、本来業務である学習指導や生徒指導をはじめ、教員が子供たち一人ひとりにしっかりと向き合い、きめ細かで質の高い教育を実現するための環境づくりに努めることが重要であると認識しているところであります。

(1) 過去3年間における学校現場の負担軽減に向けての取組とその事業評価は

ご質問の1点目、「過去3年間における学校現場の負担軽減に向けての取組とその事業評価は」についてであります。

学校現場における負担軽減の対応策については、平成30年9月に「幕別町アクション・プラン」を策定し、四つを柱とした取組を掲げたところであり、一つ目は、

「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」、二つ目に「部活動指導にかかわる負担の軽減」、三つ目に「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」、四つ目に「教育委員会による学校サポート体制の充実」に向けた取組を進めているところでもあります。

はじめに「本来担うべき業務に専念できる環境の整備」における具体的な取組状況についてであります。情報の共有化や業務の効率化を図るため、教職員に一人1台の校務用パソコンを整備しているほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフを巡回させ児童生徒の抱える問題に対し、保護者や教職員と協力しながら問題の解決に努めております。

また、児童生徒の生活介護や学習支援のため、本年度は11校に45人の特別支援教育支援員を配置しているほか、学校事務をサポートするため7校に7人の学校事務補助職員を配置しているところでもあります。

次に、「部活動指導にかかわる負担の軽減」では、部活動休養日を設けることとして、学校閉庁日をはじめ、週1日以上と月1日以上の日曜日、日曜日又は祝日の年間73日を設定し、全ての中学校で完全実施されております。

さらに、部活動ごとに複数の顧問を配置するなど、交代での指導や安全管理が行われておりますが、部活動指導員の配置につきましては、人材確保の点から今後の検討課題であると考えております。

次に、「勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実」では、休養を取得しやすい環境の整備として、夏季休業期間内の3日間と年末年始の休日6日間の合わせて年間9日間を学校閉庁日として設定し、全校で実施されているほか、機械警備を活用することにより、土曜・日曜・祝日等の校内巡視を廃止しております。

このほか、ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方改革の推進として、月2回以上の定時退勤日を設定した結果、小中学校12校で半数以上の職員が定時に退勤し、残る小学校2校においても半数には至らなかったものの、通常の日と比べると多くの職員が定時退勤していることから、一定の効果を上げているものと考えており、引き続き、全校実施に向け取組を促進してまいります。

次に、「教育委員会による学校サポート体制の充実」では、調査業務の見直しとして、独自調査は極力、道が実施する調査を活用するといったことや、トラブル等に直面した際のサポートとして、学校教育推進員を中心とした相談体制の充実を実施しているほか、学校に対しましては、学校行事の精査・見直しを促進しております。

また、修学旅行等の引率業務や体育祭、運動会、家庭訪問などの業務に従事する

場合、1日の正規時間を超えて勤務する必要があることから、当該勤務を行う週を含む4週の期間内の勤務時間の割振りを弾力的に行うことで総体の勤務時間の削減を図るよう、変形労働時間制についても推進しており、全校で有効に活用しているところでもあります。

学校現場における負担軽減の対応策については、これまでの取組を包含した形で「幕別町アクション・プラン」に位置付けて取り組んでおり、目指す指標として定める部活動休養日の完全実施や定時退勤日の月2回以上の実施、学校閉庁日の年9日以上の実施など一定程度の取組は実施されているものの、さらなる環境整備が必要であると考えており、引き続き、学校現場の声に耳を傾けながら、教職員の負担軽減に向けた取組を推進してまいります。

(2) 授業時数確保のために苦悩している現状についての評価と今後の改善に向けた具体的な取組は

ご質問の2点目、「授業時数確保のために苦悩している現状についての評価と今後の改善に向けた具体的な取組は」についてであります。

小学校及び中学校の授業時数につきましては、学校教育法施行規則において規定されており、学習指導要領で示されている各教科の目標を達成し、必要な内容を指導できる限度とされるもので、学校経営の実態などの条件も十分に考慮しながら定められたものであります。

令和2年度から小学校で新学習指導要領が全面実施となり、小学3、4年生で外国語活動として35単位、小学5、6年生で外国語として年間70単位を履修するため、これまでと比較すると、小学3年生から6年生まで年間35単位が時数増となることから、移行期間中はクラブ活動や児童会活動、行事などの見直しにより対応している実態にあります。

また、中学校においても、平成20年度に改訂された学習指導要領において、授業時数の見直しがあり、各教科における基礎的・基本的な知識・技能の習得やそれらの活用を図る学習活動を充実する観点から、学年ごとの授業時数が年間35単位増となり24年度から完全実施されたところではありますが、学習内容の理解・定着に向けた授業に取り組む中で授業時数に余裕がなく、これまで、学校行事の精選や生徒会活動等の見直しにより対応してきたところでもあります。

さらに、ここ数年、台風被害や北海道胆振東部地震などの災害、インフルエンザの流行により、臨時休業を余儀なくされることが増えており、一層、授業時数の確

保が困難な状況となっていることから、長期休業期間の見直しを行わなければ授業時数を確保することができない現状にあるものと考えております。

令和2年度から小学校で、3年度から中学校で、新学習指導要領が全面実施されますが、教育委員会といたしましては、今後においても各学校に対しまして学年や学期ごと等における授業時数の実績や学習状況の把握を行うなどの指導に努めるとともに、学校訪問をはじめ様々な機会を通じ、授業時数の確保の状況について確認するなど授業時数の管理を行い、状況を踏まえながら対応してまいりたいと考えております。

(3) 学校現場の負担軽減に向けて、町として国に対して求めていくべきことは

ご質問の3点目、「学校現場の負担軽減に向けて、町として国に対して求めていくべきことは」についてであります。

児童生徒をめぐる複雑化・多様化する教育課題への対応や、新学習指導要領実施に伴い主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められるなど、学校現場の負担が増えつつある中、指導体制の充実を図るためには、適切な人員配置が必要であり、国が教育予算を拡充し教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが重要であると考えております。

北海道では、少人数学級実践研究事業を拡充し、令和2年度から4年度の3か年で35人以下の少人数学級を小学校第3学年及び第4学年に順次広げていく予定としており、小学校第1、第2学年で実施している35人以下の学級編制と同様の指導体制を構築しようとしております。

本町におきましては、令和2年度において、拡充となる少人数学級実践研究事業の適用となる学校はありませんが、3年度以降は対象となる学校も想定されることから、制度を活用しながらきめ細かな指導の充実を図りつつ、引き続き教員の定数増や少人数学級の制度拡大に向けて、十勝管内教育委員会連絡協議会や十勝町村会等の関係機関を通じて、北海道に要望するとともに国への働きかけを訴えてまいりたいと考えております。

以上で、小田議員のご質問への答弁とさせていただきます。